

外国人患者受入環境整備に係る支援策のご案内

2022年10月26日開催

令和4年度 厚生労働省補助事業

「外国人患者受入に資する医療機関認証制度等推進事業」

外国人患者に対する言語サポートの種類と使い分け・活用例の紹介

概要

1. 希少言語に対応した遠隔通訳サービス
2. 医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス
3. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業実施団体の三次公募
4. 医療通訳育成カリキュラム基準、医療通訳テキスト
5. 外国人向け多言語説明資料
6. 医療機関のための外国人患者受け入れ情報サイト
7. 外国人患者の受け入れのための医療機関向けマニュアル
8. 夜間・休日対応ワンストップ窓口
9. 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
10. 不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報を登録
11. 日本医師会医師賠償責任保険医療通訳サービス
12. 全国保健所長会の各種情報提供（外国人対応）

希少言語に対応した遠隔通訳サービス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00015.html

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料の電話通訳サービスを提供しています。

利用時に医療機関からの簡単な登録が必要です。

渡航者外来や出国者向けのPCR検査を実施している医療機関等を含め全ての医療機関に利用いただけます。

厚生労働省では希少言語に対応した遠隔通訳サービスを提供します。
本サービスは24時間稼働しており、24時間対応が可能です。

電話通訳サービスのご案内

平成30年の訪日外国人は、1179万人と前年比増加しています。外国人患者が増えている中、医療機関で安心して治療を受けたいという外国人のニーズも増加しています。外国人患者が安心して治療を受けたいというニーズも増加しています。外国人患者が増えている中、医療機関で安心して治療を受けたいという外国人のニーズも増加しています。

しかし、通訳者が少ない言語、しかも必要な言語については、医療機関の通訳サービスが不足している場合があります。このように状況から、希少言語に関する通訳サービスは、国の責務として提供し、医療機関による受入体制サービスが普及し、信頼性を高めたいと考えています。

本制度では、通訳サービスが少なく、通訳者の確保が困難な希少言語に対して、行政が担った通訳サービスを提供することを目的として、「海外患者に対応した遠隔通訳サービス事業」を実施し、外国人患者の安心・安全・安心の確保を図ります。

※新型コロナウィルス感染症の発生拡大に伴い、対応言語も追加されています。

サービス内容	ご自宅の外国人患者との電話通訳サービス 外国人患者からの相談に対応する「遠隔通訳サービス」 （個別の医療行為と直接の通訳とは異なります）
対象期間	2022年4月1日～2023年3月31日（受付期間）
対象言語	中国語（簡体字・繁体字）、英語、韓国語、ベトナム語、フランス語、インドネシア語、タイ語、ロシア語、ドイツ語、アラビア語、タガログ語、ウルドゥ語、ネパール語、ベンガル語、ヒンディー語、モンゴル語、ウズベク語、ウイグル語、バングラディッシュ語、韓国語（朝鮮語）、日本語
対応時間	2022年4月1日～2023年3月31日（受付期間）
利用料金	無料でご利用いただけます。ただし、通訳料は別途発生します。 ※サービス利用料金は別途発生します。詳しくは「電話通訳サービスのご案内」をご覧ください。

このほか、郵送・多言語対応可能な通訳サービスも提供しています。詳しくは「電話通訳サービスのご案内」をご覧ください。

厚生労働省 〒600-8501 東京都千代田区千代田 1-1-1 厚生労働省 3階
TEL: 03-3568-6111 FAX: 03-3568-6111 E-MAIL: info@hlab.go.jp

電話通訳サービス 登録の手順

1. 申し込み 2. 受付 3. 通訳サービス開始 4. 終了

1. 本サービスをご利用になるには、別紙の申込書での事前登録が必要になります。必要事項をご記入の上、下記宛先にメールまたは FAX で申込書をご送付ください。
メール：mhlw-office@bricks-corp.com
FAX：03-5366-6002

※2022年3月31日までの受付期間が経過した後に申し込みをされた外国人患者さまは、本制度の対象外となります。（2022年4月1日より受付再開）

2. ご利用方法については、別紙のご案内資料をご覧ください。

3. ご利用になる際は、言語を特定することによりスムーズな通訳が可能となりますので、「言語指定書（登録後に送付）」をご利用ください。

注意事項

- 1. 通訳料は別途発生します。
- 2. 通訳料は医療機関の受付料として日本円換算請求書にて請求させていただきます。
- 3. サービス利用料は、医療機関の受付料として請求させていただきます。
- 4. サービス利用料は、医療機関の受付料として請求させていただきます。
- 5. サービス利用料は、医療機関の受付料として請求させていただきます。

問い合わせ先（厚生労働省）
TEL: 03-3568-6111 FAX: 03-3568-6111 E-MAIL: info@hlab.go.jp
TEL: 03-3568-6002 E-MAIL: info@hlab.go.jp
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1 厚生労働省 3階 TEL: 03-3568-6111 FAX: 03-3568-6111

厚生労働省 希少言語に対応した遠隔通訳サービスの案内

1. 遠隔通訳サービスとは？
2. 遠隔通訳サービスの利用方法
3. 遠隔通訳サービスの料金
4. 遠隔通訳サービスの申し込み
5. 遠隔通訳サービスの受付
6. 遠隔通訳サービスの通訳

サービス申込後、電話番号をお知らせします。

〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1 厚生労働省 3階
TEL: 03-3568-6111 FAX: 03-3568-6111 E-MAIL: info@hlab.go.jp

医療機関等に対する新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/iryoku/iryoku/newpage_00009.html

新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者の診療を行う医療機関等の外国人対応を支援するため、緊急的な措置として国において主要言語の電話医療通訳サービスを提供しています。

医療機関の他、保健所（受診相談センターを含む）、宿泊療養施設等での利用も可能です。

厚生労働省では、「新型コロナウイルス感染症対応」のための「電話通訳サービス」を提供しています

電話通訳サービスのご案内

医療機関・宿泊療養施設

新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者の診療を行う医療機関（感染症指定医療機関や検疫所・検疫所外先を指定している医療機関等）や宿泊療養施設の外国人対応を支援するため、臨時的な措置として主要な言語の電話医療通訳サービスを提供しています。

サービス内容

- ・ご来館の外国人患者とスピーカーフォンによるハンズフリー通話での通訳
- ・外国人患者等からの電話相談等に対応して、コールセンターからの発信における3密回避サービス

通訳サービス専用番号：092-687-5070
（対象機関等がダイヤルしたとき一時的な発信番号変更が行われます）

サービス提供対象者	① 検疫所・検疫所外先（検疫・検疫検査センターを含む）を指定している医療機関 ② 検疫所等からの診療または検査可能な医療機関として指定される医療機関（診療・検査実施機関） ③ 感染症指定医療機関 ④ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 ⑤ 上記以外で外国人の新型コロナウイルス感染症対応入院患者を受け入れている医療機関 ⑥ 新型コロナウイルス感染症対応患者受入能力医療機関 ⑦ 新型コロナウイルス感染症の外国人が滞在する宿泊療養施設（等）
利用施設	対象機関における新型コロナウイルス感染症対応の外国人患者及びその疑いのある外国人への対応
対応言語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、ベトナム語
対応時間	通話の初：24時間体制
利用料金	無料、ただし、通訳料は利用者負担となります。

上記以外の医療機関、保健所・保健所外先、アポイントメント制の検疫所については、厚生労働省の各都道府県電話通訳サービス（登録制）を利用が可能です。尚サービスは、登録制等専門の医療機関等全ての医療機関で利用できません（詳しくは厚生労働省 03-3568-0385 までお問い合わせください）

ご利用の手順

- ①外国人患者さんに「言語通訳シート」を見せて、言語の確認をして下さい。
- ②通訳サービスの専用番号にお電話ください。
 緊急対応のためスピーカーを選択したハンズフリーでのご利用をお勧めいたします。
通訳サービス専用番号：092-687-5070
- ③通訳センターのオペレーターが応じますので、希望言語をお伝えください。
 希望言語が不明な場合・希望通訳をご希望の場合はその旨、お伝えください。
- ④コーディネーターあるいは通訳者につながります。
1. 通訳料：ご通訳料はかかりません。お名前をお伝えください。
 コーディネーター「お電話ありがとうございます。通訳センターです。」
 ご通訳料：「××円です。お電話の料金は、一通りの通訳をお断りします。」
- ⑤コーディネーターから通訳者に代わりましたら、通訳者に患者さんに伝えたい内容を伝えるください。
 コーディネーター「お伝えしました。これで一通りの通訳が終わります。」
 通訳者「お伝えしました。ご通訳です。」
 ご通訳料：「お支払い済みです。お断りさせていただきます。」
 通訳者「お伝えしました。通訳料はかかりません。お名前をお伝えください。」

なおお問い合わせの内容をご希望の言語に翻訳します。

※スピーカーフォンによるハンズフリー通話は、紙の上などにスマートフォンやタブレット等を置いて、ご利用ください。感染予防や端末の消毒など、適切な感染防止措置の上でご利用ください。



※医療機関に外国人患者等から電話があった場合の通訳のご利用（3密回避）

- 患者様ご自身のスマートフォンやタブレットの音声通話機能を利用し、患者様ご自身の通話に追加する形で、スピーカーフォンを利用ください。
- 通話がない場合や通話方法が不明な場合は、お電話、通訳専用番号からお問い合わせの上、1分程度通話を切り、スピーカーへお電話ください。通訳センターが、通訳者と患者様との通話を切り替えます。3密回避が可能となります。

※必ず手洗い・消毒の徹底をお願いします。"We will call you back, so please tell us your phone number."

注意事項

- ① 通訳料は通話料とは別料金でございません。
- ② 通訳料は通話料とは異なる別料金です。各自費用がかかります。通訳料が通話料より高い場合は通話料が優先となり、通話料は別途1カットし、お断りする場合がございます。

お問い合わせ先
 株式会社イーボーン 電話番号：092-687-5070

※対応言語の外国人対応に関する医療機関の情報は厚生労働省ウェブサイトからも随時更新されています。厚労17局から通訳料制と土日祝祭日対応 03-6711-0007

団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業の三次公募

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00032.html

医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、自治体、医療関係団体、コンソーシアム、複数の医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下（管下）医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、**契約費用の半分の補助**するものです。

現在、令和4年度事業の三次公募中です（令和4年10月31日まで）。



医療通訳育成カリキュラム基準、医療通訳テキスト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056944.html>

「医療通訳育成カリキュラム基準」は、医療現場で専門職者として機能する医療通訳者を育成するための実施要領です。本基準は、医療通訳者の役割、持つべき知識や能力、技能について明示し、そうした医療通訳人材を育成するための実施規定（受講条件、修了条件、研修形式、カリキュラム内容と時間配分、実務実習）を提示します。

「医療通訳テキスト」は、「医療通訳育成カリキュラム基準」を実施するための標準テキストとして、一定の能力を有した専門医療通訳者の育成を目指して作成されました。



医療通訳



「医療通訳育成カリキュラム基準」（平成29年5月17日閣議決定）

外国人向け多言語説明資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語、ウクライナ語のひな形がダウンロードできます。

Patient Registration Form / 診療申込書

Name / 氏名		Sex / 性別	
<input type="checkbox"/> Male / 男		<input type="checkbox"/> Female / 女	
Date of birth (YYYY/MM/DD) / 生年月日	Year / 年	Month / 月	Day / 日
Age / 年齢		years old / 歳	
Address or accommodation in Japan / 住居又は日本での滞在先			
Address in home country (for short-term visitors only) / 本国の住所 (短期滞在者のみ)			
Phone No. (Home) / 電話 (自宅)	Phone No. (Mobile) / 電話 (携帯)		
Nationality / 国籍	Interpreter request / 通訳の希望		
<input type="checkbox"/> Yes / 必要		<input type="checkbox"/> No / 必要でない	
Native language / 母国語	Occupation / 職業		
Other languages spoken / 母国語以外に対応可能な言語	Special considerations required for religious reasons / 宗教などの理由により特別に配慮が必要な事項		
Emergency contact details / 緊急連絡先			
Name / 氏名	Relationship / 患者との関係		
Address / 住所			
Phone No. (Home) / 電話 (自宅)	Phone No. (Mobile) / 電話 (携帯)		
<p>●Residential status in Japan / 日本での滞在状況を教えてください。</p> <p><input type="checkbox"/> Resident / 在住 <input type="checkbox"/> Short-term stay / 短期滞在 <input type="checkbox"/> Business / ビジネス <input type="checkbox"/> Vacation / 旅行</p> <p><input type="checkbox"/> Student / 留学生 <input type="checkbox"/> Other / その他</p>			
<p>●Reasons for choosing this hospital/clinic / 病院を選んだ理由を教えてください。</p>			

Consent Form / 同意書

To the director of the hospital / 病院長様、

(Hospital name / 病院名)

I have been given explanation according to the explanatory document on _____ (name of medical procedure) regarding the medical procedure to be performed on _____ (Year/Month/Day) _____ 年 _____ 月 _____ 日に受ける医療行為にあたり、 _____ の説明書などにて下記の事項について説明しました。

(Hospital name)

- Name of disease, clinical condition / 病名、病態
- Purpose, necessity and effect-ness of the treatment or examination / 治療 (検査) の目的、必要性・有効性
- Details, characteristics and precautions regarding the treatment or examination / 治療 (検査) の内容と性質および注意事項
- Risk of the procedure (treatment/examination) and their incidence rate / 治療 (検査) に伴う危険性とその発生率
- Precautions in the case of unexpected symptoms/complications / 偶発症発生時の対応
- Possibility of alternative treatment/examination, and accompanying risk factors and incidence / 代替可能な治療 (検査) およびそれに伴う危険性とその発生率
- Possible outcome and prognosis if the treatment/examination is not performed / 治療 (検査) を行わない場合の予期される経過
- The patient's specific request(s) / 患者様の具体的な希望
- Patient's contact information / 患者様連絡先の確認
- Withdrawal of consent for treatment/examination, hospital (clinic) / 同意撤回
- Blood transfusion related matters / 輸血関連
- Explanation of the examination for infectious diseases / 感染症検査に関する説明
- Patient's right to ask for another doctor's opinion (second opinion) / その他の医師の意見 (セカンドオピニオン) を求めることが出来ること
- Others / その他

■Date of explanation / 説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (Year/Month/Day)
 Day / 説明を行った時期

■Place / 説明場所 _____

■Physician providing explanation / 説明を行った医師名 _____
 (Physician's signature or seal / 署名または捺印)

■Witness for the hospital / 病院側同意書 _____

■Witness for the patient / 患者側同意書 _____
 Relationship with the patient / 患者との関係 _____

同意書 (説明・検査等の実施フォーム) 2018年3月版

外国人患者受入れ情報サイト

<https://internationalpatients.jp/>

外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業の令和4年度事業実施者が運営する「外国人患者受入れ情報サイト」において、外国人患者受入環境整備に関する情報発信を行っています。下記のウェブサイトをご参照ください。



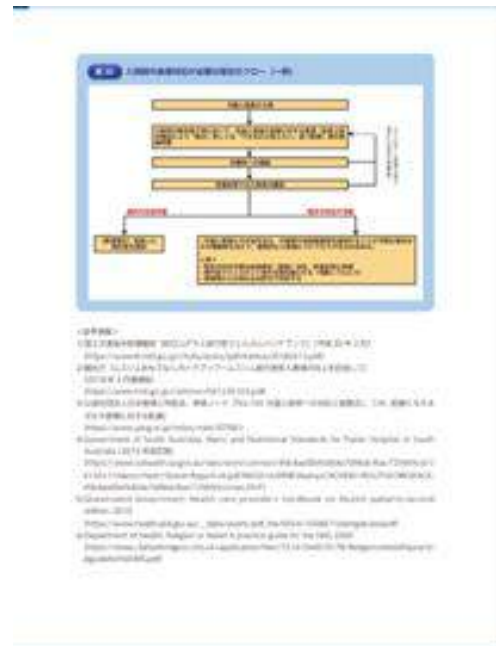
外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第3版）

地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル（改訂第2版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html

本マニュアルは「厚生労働省 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」の専門家の議論等を踏まえ、医療機関および地方自治体における外国人患者の受入環境整備の資となるよう取りまとめられたものです。



夜間休日ワンストップ窓口

<https://www.onestop.emergency.co.jp/>

都道府県による医療機関向けの外国人対応に関する相談窓口の設置・運営の事業を補完するため、**夜間休日（平日17時から翌9時まで、土日祝日24時間）は、国において、相談窓口を開設しています。**医療機関における外国人患者対応に関する、よろずの課題（夜間の多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内容から、旅行保険会社への診療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁への連絡などの専門的な課題まで）の解決を、国が委託運営するコールセンターが支援します。

厚生労働省 外国人患者に係る医療機関向けサービス

外国人患者のことで相談したい、情報がほしい！

- ▶ 外国語に対応できる地域の医療機関を案内してほしい
- ▶ 電話医療相談サービスを利用したいがどこに連絡すればよいか
- ▶ 医療費の支払に不安がある。必要な対応はどのようなものか
- ▶ 治療費と健康保険について確認したい
- ▶ 帰国航空について確認したい 等

無料サービス

平日17時から翌朝9時まで
土日祝日は24時間対応

夜間休日ワンストップ窓口

☎ 03-6371-0057

受付時間：日本時間24時間（アムステルダム時間）

英語が通じない、希少言語の電話通訳が必要！

タイ語、マレー・インドネシア語、ネパール語、モンゴル語、タミル語、ベトナム語、ヒンディー語、クメール語、エチオピア語、タガログ語、ベンガル語、ロシア語、ウクライナ語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、アフリカ語 の通訳を依頼
*ウクライナ語は別途有料

有料サービス

24時間対応

希少言語遠隔通訳サービス

☎ 03-5366-6018 (平日9:30~18:00)
☎ 03-4332-1288 (平日夜間・土日祝日24時間)

受付時間：日本時間24時間

Emergency Assistance Japan

医療機関における外国人対応に資する夜間・休日対応ワンストップ窓口について

厚生労働省では医療機関の外国人患者対応を更に高めるための取組を補完するため、「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」を運営しています。この窓口は日本エマージェンシーアシスタンス株式会社が開発しています。

救急相談	窓口情報	窓口でお問い合わせいただける内容	窓口で提供可能な情報
「お答えします！」 届いた時の ワンストップ窓口	問い合わせ先、資料等	地方公共団体からのご依頼受付	お問い合わせ先
事前登録 希少言語遠隔通訳サービス (株式会社BKKと連携)	厚生労働省のその他の 外国人患者対応支援事業	やさしい日本語 がいてくれるのみならず、 びょうきの時 ときにもてくださいます	English Useful Information in case you are sick or not feeling well

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

厚生労働省と観光庁が連携して「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公開し、定期的に更新しています。なお、リスト掲載医療機関のうち、都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」については、令和3年4月から、医療機能情報提供制度における病院の機能分類の項目として追加されています。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

目的
患者や医療機関等の利便性や行政サービス向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備することを目的としています。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（医療機関リスト）のポイント

- 外国人患者への診療に協力する意思がある医療機関のうち、都道府県により選別性があると判断された医療機関が掲載されます。都道府県が不適格と判断した医療機関は掲載されません。
- 都道府県が地域の医療体制を考慮して選出した医療機関は「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」として、以下の2つのカテゴリに分類されています。
 - カテゴリ-1**：入院を要する救急患者に対応可能な医療機関（都道府県で1つ以上）
 - カテゴリ-2**：診療所・歯科診療所も含む外国人患者を受け入れ可能な医療機関（二次医療圏に1つ以上）

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関	外国人患者を受け入れる適格な医療機関（拠点的な医療機関としての選出は取可）
カテゴリ-1 (救急対応可能：都道府県で1つ以上) (要件) ● 多言語対応の選別性あり(都道府県が判断) ● 地域医療体制を考慮し(都道府県が選出)	カテゴリ-2 (診療所含む：二次医療圏に1つ以上) (要件) ● 多言語対応の選別性あり(都道府県が判断)

医療機関リストは、令和元年産科から厚生労働省と観光庁が共同で取りまとめた。観光庁では日本政府観光局（JNTO）のHPにおいて多言語で公開しています。

1) 医療機関の名称、所在地、診療科目、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL。
2) 医療機関の名称、所在地、診療科目、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL。

都道府県	二次医療圏	医療機関	医療機関 郵便番号	住所 (英語)	住所 (英語)	電話番号	受付時間	WEBサイト	対応診療科目	利用可能なクレジットカード
北海道	101 南渡島	医療法人社 心会函館新都市病院	Incorporat 041-0002	北海道函 531-1	Ishii 0139-46	月～金 8:45	http://yus	内科	EN, VISA, MA	
北海道	101 南渡島	市立函館病院	Hakodate 041-0008	北海道函 1-10-1	Iwai 0139-43	月～金 8:30	http://www	救急科	E, VISA, MA	
北海道	104 札幌	医療法人 徳州会 札幌東徳州会病院	Tokushuku 005-0033	北海道札 14-3-1	Ki 011-772	月～金 7:00	http://www	救急科	E, VISA, MA	
北海道	104 札幌	社会医療法人 孝仁会 北海道大野記念病院	Hokkaido 083-0052	北海道道 1-21	Higashi 0139-22	月～金 8:00	http://oh	脳神経外科	VISA, MA	
北海道	105 後志	JA北海道厚生連 倶知安厚生病院	Kutcham 1044-0004	北海道道 10-4	Joa 0169-31	月～金 9:00	https://sh	整形外科	EN	
北海道	112 上川中部	旭川赤十字病院	Shindo 078-8214	北海道旭 1-1-1	0169-22	月～金 8:00	http://www	外国語科	VISA, MA	
北海道	112 上川中部	整形外科連帯病院	HokutoHo 080-0833	北海道帯 7-5	Sinada 0155-48	月～金 9:00	http://www	整形外科	EN	
北海道	119 十勝	社会医療法人 北斗 北斗病院	Kushiro 085-0822	北海道釧 1-12	Shur 0154-41	月～金 9:00	http://www	全診療科	JCB, VISA, MA	
北海道	120 網走	市立網走病院	Hakodate 040-8611	北海道道 38-3	Goryu 0138-51	月～土 8	www.goby	内科	EN, VISA, MA	
北海道	101 南渡島	閉館五稜郭病院	Kikonai 049-0422	北海道 上 1710	Azaho 0139-2	月～金 8:30	http://kiki	内科	内科	
北海道	101 南渡島	木古内町国民健康保険病院	Shushika 041-0802	北海道道 450-2	tsuho 0139-34	月～金 9:00	http://www	眼科	EN	
北海道	101 南渡島	医療法人社 西西会 こにし内科・心臓血管クリニック	Konishi 040-0053	北海道道 3-15	Suef 0139-83	月～金 9:00	http://www	内科	EN	
北海道	104 札幌	医療法人 徳州会 札幌徳州会病院	Sapporo 004-0041	北海道札 1-1-1	Oyo 011-890	8:30～11	https://wv	救急	EN, VISA, MA	
北海道	104 札幌	医療法人 札幌円山整形外科病院	Sapporo 090-0007	北海道札 27-1-3	Ki 011-612	月～金 8:15	http://www	整形外科	EN	
北海道	104 札幌	社会医療法人 秀祥会 大塚眼科病院	OHTSUKA 001-0016	北海道札 1-747	月～金 9:00	ontsuka	眼科	EN		
北海道	104 札幌	北星病院	Hokusei 066-0081	北海道千 5-1-1	se 0123-24	月～金 9	http://www	内科	中住 VISA, MA	
北海道	104 札幌	医療法人 孝佑会 大連じんぽ皮膚科	Odon Jim 080-0042	北海道札 17-1-27	C011-618	8:30～19:00	http://www	皮膚科	EN	
北海道	104 札幌	医療法人社 山内山内胃腸科	KATAYAMA 069-0817	北海道札 16-3	Nopp 011-385	月～金 7:30	http://www	消化器科	EN	
北海道	104 札幌	医療法人社 眞実会 札幌ファミリークリニック	MedicalC 006-0852	北海道札 2-4-2	22 011-695	1/月/火/水/木/金/土/日/祭 9:00	http://www	内科	EN★婦人科	
北海道	104 札幌	医療法人社 山口整形外科クリニック	YAMAGUCHI 062-0932	北海道千 2F	Himazaki 011-637	月/火/木	http://www	整形外科	EN	
北海道	105 後志	社会福祉法人 北海道社会事業協会小樽病院	Otaru Kyuo 047-0014	北海道小 0134-23	月～金 8:30	http://www	内科	外科	JCB, VISA, MA	
北海道	105 後志	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院	Social We 047-0008	北海道小 10-1	Chikii 0134-25	月～金 8:00	http://www	内科	消化器科	
北海道	105 後志	医療法人社 田代整形外科医院	Ota Ortho 047-0263	北海道小 8-24	Hira 0134-82	月～金 10	http://www	整形外科	EN	
北海道	105 後志	ニセコインターナショナルクリニック	nic (nisek 044-0081)	北海道千 176-100	Yo 0136-21	夏期間 4	www.nisek	家庭医療	VISA, MA	
北海道	106 南支庁	独立行政法人労働者健康安全機構北海道中央労災病院	JapanOrg 068-0004	北海道道 16-5	Higas 0126-22	月～金 8:00	http://hok	内科	EN, VISA, MA	
北海道	109 西胆振	社会福祉法人 北海道社会事業協会洞爺病院	Corporatc 049-5605	北海道札 128	Takas 0142-33	月～金 及	http://toy	内科	JACCS, VISA, MA	
北海道	110 東胆振	苫小牧市立病院	Tomakom 053-6557	北海道苫 0144-33	平日 8	41	http://www	内科	整形外科	
北海道	110 東胆振	王子総合病院	Oji Generi 053-8506	北海道苫 3-4-8	Wai 0144-32	月～金 8:30	http://www	全科	EN, VISA, MA	
北海道	110 東胆振	助産協会 小牧病院	Kinikyo Tc 053-0855	北海道苫 8-23	Icyo 0144-72	月～金 0	http://kin	産科	VISA, MA	
北海道	111 日高	医療法人 徳州会 日高徳州会病院	Hidakatok 056-0005	北海道日 1-10-27	S 0146-42	8:30～12	http://hid	英語	JCB, VISA, MA	

訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料 及び不払い情報報告システムへの協力依頼

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

厚生労働省では、外国人患者受入医療コーディネーター等の専門家がない医療機関においても、受診時の適切な説明を実施し、医療費不払いの発生防止に取り組んでいただけるよう、医療機関の受付窓口で活用できる簡易資料を作成しています。

また、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ共有する仕組みの運用を開始しております。

専用ウェブサイト（<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>）への医療機関登録および該当事案が発生した場合の情報提供にご協力下さい。



厚生労働省以外 での取り組み

日本医師会医師賠償責任保険医療通訳サービス

<https://mediphone.jp/forms/jma.html>

日本医師会医師賠償責任保険 基本契約への付帯サービスとして、
無料で年間20回まで医療通訳をご利用いただけます。

利用対象者：開設者・管理者が日本医師会A1会員である医療機関の医師・職員

- ・電話医療通訳：A1会員一人あたり年間20回まで無料、19言語、毎日8:30～24:00
- ・機械翻訳：回数無制限、18言語、毎日24時間（無料）



電話医療通訳

対応言語：19言語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ロシア語・タガログ語・フランス語・ヒンディー語・モンゴル語・ネパール語・インドネシア語・ベルシャ語・ミャンマー語・広東語・アラビア語・ウクライナ語）

対応時間：毎日8:30～24:00

※IC、ムンテラにも対応

※ウクライナから避難された患者やその家族における電話医療通訳については対象言語に関わらず、年間20回の回数制限を除外して対応

機械翻訳

対応言語：18言語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ロシア語・タガログ語・フランス語・ヒンディー語・モンゴル語・ネパール語・インドネシア語・ベルシャ語・ミャンマー語・広東語・アラビア語）

対応時間：毎日24時間

※ウクライナ語は対象外

全国保健所長会の各種情報提供（外国人対応）

http://www.phcd.jp/02/t_gaikoku/

新型コロナウイルス感染症、結核に関する多言語行政文書がダウンロードできる他、保健行政窓口のための外国人対応の手引き、保健行政のための多言語行政文書集なども掲載されています。

新型コロナウイルス感染症

⇨ 下表は縦横スクロールできます。日本語版と比較しながらご利用ください。
※ その他の言語については、テーブル下部に随時追加します。

日本語	英語	ベトナム語	インドネシア語	ネパール語	中国語	タガログ語	ポルトガル語	フランス語	モンゴル語	タイ語
01 8つのポイント										
02 就業制限										
03 入院勧告書(第19条1)										
04 入院勧告書(第20条2)										

Pay Attention to the Following Eight Points at Home

Edited on 1 March 2020 (based on a report from the Japanese Society for Infection Prevention and Control)

- Allocate a room to each family member.**
 - Every member of the family should have a private room. All family members should stay in separate rooms, even when eating and sleeping.
 - If you cannot divide your family members into separate rooms because you have a child or because there are not enough rooms, it is preferable to keep a distance of at least 2 meters from each other, or to divide a room with a partition or curtain.
 - Two people, if sleeping in one room, should place their heads in the opposite direction.
 - An infected person should stay in his/her room whenever possible. You should minimize the use of common spaces such as toilets and the bathroom/washroom.
- Have one specific person take care of the infected person, if possible.**
 - Those who have chronic problems with the heart, lung, diabetes, and/or lowered immunity, and pregnant women should avoid the care of infected people.
- Wear a mask.**
 - Do not take a used mask to another room.
 - Do not touch the surface of the mask. When to be removed, do so by the elastic cords.
 - Make sure to wash your hands with soap (or use sanitizer) after taking off a mask.
 - If your mask gets dirty, replace it immediately with a new one.
 - If you cough or sneeze when you are not wearing a mask, use a tissue or your elbow.
- Wash your hands frequently.**
 - Wash your hands with soap or sanitize them with hand sanitizer frequently. Do not touch your eyes, nose, and mouth with unwashed hands.
- Criteria for discharge and lifting with restrictions**

If you have symptoms

 - 12 days after symptom onset and 72 hours after symptoms have completely disappeared.
 - Temperature and respiratory tract mucous membrane specimens collected at least 24 hours apart and collected more than 24 hours after symptoms have disappeared.

If you are asymptomatic

 - 10 days after positive testing for COVID-19.
 - Specimens are negative from two consecutive specimens collected more than 24 hours apart and collected more than 4 days after testing.
- For essential and economic needs, please use local public health centers.**

For those who have been diagnosed with COVID-19

When you test positive for COVID-19, please immediately contact your local public health center and follow their instructions for self-isolation at home. Please follow the following procedure.

If you test positive

- If you have only symptoms or you are asymptomatic:
 - Admission to a lodging facility or self-isolation at home.
 - Your local public health center will monitor your health.
 - Check and record your temperature twice a day every morning and evening.
 - Monitor for any new symptoms.
 - Semi-optional Admission for quarantine with self-care.
 - You can do with you to cooperate with local inspectors and contact tracing performed by local public health staff. Your privacy is protected.
 - Healthcare you receive during Semi-optional Admission or at the lodging facility will be paid for by the government. This may be required to cover all or part of the cost depending on your income.

Ministry of Health, Labour and Welfare

Contact information: _____